

「地方税に関する事務 全項目評価書」素案からの変更箇所一覧

新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
1	3	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用する システム システム1③他のシ ステムとの接続	[○] その他（ <u>証明書自動交付システム</u> ）	[（追記）] その他（（追記））	P.17の図に合わせて記載を修正	第三者点検
2	6	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用する システム システム9③他のシ ステムとの接続	[○] 税務システム	[（追記）] 税務システム	P.13、17の図に合わせて記載を修正	第三者点検
3	6	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用する システム システム10③他のシ ステムとの接続	[○] その他（ <u>証明書自動交付システム、課税資料管理システム、滞納整理支援システム</u> ）	[（追記）] その他（（追記））	P.9、13、15の図に合わせて記載を修正	第三者点検
4	7	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用する システム システム11③他のシ ステムとの接続	[（削除）] 既存住民基本台帳システム	[○] 既存住民基本台帳システム	P.9の図に合わせて記載を修正	第三者点検
5	7	I 2. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事 務において使用する システム システム12③他のシ ステムとの接続	[（削除）] 宛名システム等 「○」 税務システム	[○] 宛名システム等 「（追記）」 税務システム	P.15の図に合わせて記載を修正	第三者点検
6	49	II 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・ <u>生活保護・社会福祉関係情報</u> ：生活保護を受給しているか把握のために記録	・（追記）生活保護を受給しているか把握のために記録	記載方法の統一	第三者点検
7	19 38 43 49	II 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月 <u>1日</u>	平成28年1月（追記）	記載方法の統一	第三者点検
8	19 38 43 49	II 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	<u>総務部税務課</u>	<u>新宿区総務部税務課</u>	記載方法の統一	第三者点検
9	55 71	II 2. 基本情報 ⑤保有開始日	令和7年1月 <u>1日</u>	令和7年1月（追記）	記載方法の統一	第三者点検
10	49	II 3. 特定個人情報 の入手・使用 ①入手元	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（（削除）他自治体）	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人（ <u>都道府県</u> 、他自治体）	文言の整理	第三者点検

「地方税に関する事務 全項目評価書」素案からの変更箇所一覧

新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
11	20	Ⅱ 3.特定個人情報 の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 (1)国税関係情報：随時 (2)地方税関係情報：随時 (3)医療保険関係情報：年1回、1月 (4)生活保護・社会福祉関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (5)年金関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 <u>(6)その他の業務関係情報：必要に応じて随時。</u>	1 識別情報：随時 2 連絡先等情報：随時 3 業務関係情報 (1)国税関係情報：随時 (2)地方税関係情報：随時 (3)医療保険関係情報：年1回、1月 (4)生活保護・社会福祉関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 (5)年金関係情報：年1回、1月に入手。その後、必要に応じて随時。 <u>(追記)</u>	文言の整理	第三者点検
12	50	Ⅱ 3.特定個人情報 の入手・使用 ④入手に係る妥当 性	・地方税法第331条及び第463条の27並びに国税徴収法第141条等により、地方税に関する調査 について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。	・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考 となる資料を取得している。	文言の整理	第三者点検
13	50	Ⅱ 3.特定個人情報 の入手・使用 ⑤本人への明示	・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第331条及び第463条の27並びに国税徴 収法第141条等に明示している。	・滞納整理状況等調査回答情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、 <u>利用しているこ とを住民に周知している。</u>	文言の整理	第三者点検
14	61	Ⅱ 5.特定個人情報 の提供・移転（委託 に伴うものを除く。） 提供先 3 ①法令 上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項	<u>(追記)</u> 第19条第10号、地方税法第294条第3項	根拠法名の記載遺漏	第三者点検
15	112	Ⅲ 2.特定個人情報 の入手（情報提供 ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク1 その他の措 置の内容	二	<u>(追記)</u>	実態に合わせ修正	第三者点検
16	107	Ⅲ 3.特定個人情報 の使用 リスク2 アクセス権 限の管理	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・ <u>アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。</u>	・ <u>誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴（操作ログ）を7年間保管する。</u> ・ <u>情報の漏えいや重大な情報セキュリティ障害が発生したとき、又は当該事実が発生したことが疑われる 場合、若しくは発生するおそれがある場合等必要に応じ、操作履歴の調査を行う。稼働実績ファイル （操作履歴）から、誰（職員等）が、誰（住民等）を、どの端末を使用し、どのような内容（画面の 検索や処理等）で操作したかを、抽出する項目を指定して処理する。</u>	文言の整理	第三者点検
17	114	Ⅲ 3.特定個人情報 の使用 リスク2 アクセス権 限の発効・失効の管 理	・ <u>税務課長が業務ごとにアクセスできる権限を決め、必要な職員にのみアクセス権限の発効を行う。</u> ・ <u>人事異動等によりアクセス権限の変更を行う際は、税務課長が（削除）アクセス権限の失効・追加 等を実施する。</u> ・ <u>税務課以外の職員にアクセス権限が必要な場合は各所属長からの申請を受け、税務課長が認める 場合のみ必要な権限を付与する。</u>	・ <u>(追記) 業務ごとにアクセスできる権限を決め、税務課長が業務に必要な職員にのみアクセス権限の 発行を行う。</u> ・ <u>人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、税務課長が、アクセス権限の失効・追加等を実 施する。</u> <u>(追記)</u>	実態に合わせ修正	第三者点検
18	114	Ⅲ 3.特定個人情報 の使用 リスク2 アクセス権 限の管理	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 ・ <u>アクセス権限の申請／失効の内容と、申請／失効の結果を突合している。</u>	・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。 <u>(追記)</u>	文言の整理	第三者点検
19	100	Ⅲ 4.特定個人情報 ファイルの取扱いの委 託 情報保護管理体制 の確認	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守に ついて、必要な措置を講ずること記載している。また、 <u>仕様書によりプライバシーマーク使用許諾証等の 提示又は写しの提出を求めている。</u>	・契約書の個人情報保護に関する特記事項等に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティの遵守に ついて、必要な措置を講ずること記載している。また、 <u>契約書に新宿区情報セキュリティポリシー及び新 宿区個人情報保護条例の遵守義務等を明記し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性につ いて十分な認識を持つ業者であることを確認する。</u>	文言の整理	第三者点検

「地方税に関する事務 全項目評価書」素案からの変更箇所一覧

新旧対照表

No	頁	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	変更理由	変更の契機
20	84 93 109	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	・区で管理する情報を区外の機関へ提供するには、 <u>区長が行う個人情報保護事務に関する規則</u> に規定された手続きをおこなう。	・区で管理する情報を区外の機関へ提供するには、 <u>新宿区個人情報保護条例</u> に規定された手続きをおこなう。	文言の整理	第三者点検
21	116	Ⅲ 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たものののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を他の実施機関へ提供するには、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定された手続きをおこなう。 ・ <u>区で管理する情報を区外の機関へ提供するには、区長が行う個人情報保護事務に関する規則に規定された手続きをおこなう。</u> ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。	・データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たものののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。 ・区で管理する情報を他の実施機関へ提供するには、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に規定された手続きをおこなう。 <u>（追記）</u> ・情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。	文言追加	区点検
22	88 96 103 111 120	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策	<u>悪意をもった</u> 第三者	<u>悪意の</u> 第三者	文言の整理	第三者点検
23	104	Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 その他の措置の内容	<u>二</u>	<u>（追記）</u>	実態に合わせ修正	第三者点検